

年金を受けている方が亡くなったときは

年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金として亡くなった方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

【例：5月15日に亡くなった場合、5月分まで支給されます】

○未支給年金を受けとれる遺族

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族

※未支給年金を受けとれる順位もこのとおりです。

○手続きについて

亡くなった方が受けていた年金の種類（国民年金・厚生年金・共済年金）によって、提出先が異なります。また、請求される方によって添付書類が異なりますので、手続きの詳細については、役場町民課住民グループまたは函館年金事務所までお問い合わせください。なお、お問い合わせの際には、亡くなった方の年金証書など基礎年金番号のわかる書類をご準備ください。

国保病院のお医者さん

木古内町国民健康保険病院 鴨田幸一（歯科）

「これって癌かも？」

皆さん、普段暮らしていて時々こんな事って起きませんか？

「なんか舌（時には唇や頬の内側など）が痛いな・・・触ってみるとなんか盛り上がってもし、おかしいな・・・」

心配になり、鏡で口の中を見てみると白い（時には赤い）傷がそこにできているのが見えます。こんなことが頻度は異なるかも知れませんが誰もが経験しているのではないのでしょうか。私なんかはちょっとした拍子に上や下の唇を咬んで傷つけてしまい、その後2～3日もしますとそこが直径1～2ミリぐらいの丸い白い傷（潰瘍）になります。そうしますと4～5日間ぐらいは常に痛み、特に食事の時はしみたりあるいは会話をしているときにも常に痛むので、しばらくは不快な日々を過ごすこととなります。けれど傷ができてから10日ぐらいも経つといつの間にか痛くなくなってそこにあった傷も消えていることに自然に気づかされます。「ああ良かった、いつもの通りだな」と安心するものです。

しかしある時、そのような痛みや傷が10日経っても15日経っても消えてくれないことが稀に起こります。

そして、そのうちのごく一部はいわゆる「悪いもの」＝癌であることがあります。それは本当に珍しいことでありまして、割合で言いますと私たちの体にできてしまう全ての癌の内の約3%しか占めてお

らず、口の中にできる癌は稀少癌の内の1つとされています。

そのため、皆さんにとっては例えば胃や大腸にできてしまう癌のように聞き慣れたものではなく、さらに（お恥ずかしいことなのですが）私たち歯科医にとってもそう何度もお目にかかる物では決してありません。ですので皆さんにとってはせっかく「何かおかしいな？なかなか消えないな？」と気づけたとしても歯医者へ行くのが延び延びになってしまったり、一方歯科医院ではせっかくその人が受診したとしても歯医者の方が速やかに診断に至れずに対応が遅れてしまうということも起こりやすいものだと思います。

そこで大切なことは「おかしいな？」と思えば躊躇せずに受診すべきでしょう。同様に我々歯医者も「おかしいな？」と思ったら精密な検査を行える機関に紹介する事だと思います。その結果として受診してあっさり「なんともないですよ」で終わるといふ事も、あるいはわざわざ函館の方の病院まで行っていただいたのにあっさり「これは大丈夫ですよ」で終わるいわゆる「空振り」のような事が増えたとしてもそれはご了承していただきたいと思えます。

今や癌という病気は一生のうちに2人に1人はなるものだとも言われております。「口の中の傷なんてほっといてもそのうち良くなるよ」などと甘く考えずに早期対処を心がけましょう。